平成２８年（フ）第２３９号
静岡県駿東郡清水町湯川49番地の10　エクセレントＦⅡ105
債務者　山本　好美（旧姓小田切）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５３９号
堺市東区野尻町408番地10
債務者　**𠮷**　雅弘
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６７号
大阪府富田林市錦ケ丘町３番25号、住民票上の住所大阪府富田林市常盤町５番５号―３
債務者　森　　豊子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８６号
堺市北区東浅香山町３丁145番地４　浅香山団地27―502号
債務者　岡田　真歩
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
大阪府藤井寺市岡２丁目１番２―405号、前住所大阪府羽曳野市伊賀１丁目19番６―101号
債務者　稲光　　穣
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３７号
堺市北区中百舌鳥町５丁１番地　アントワープなかもず708号
債務者　芳村昭則こと　ＫＩＭ　ＳＯＣＨＩＫ　金　　昭則
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４２号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―1401号
債務者　山野上幸夫
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４５号
堺市北区長曽根町1936番地１―1312号
債務者　川本　麗子（旧姓小岩）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
大阪府高石市取石３丁目10番17号
債務者　薬師寺　薫
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県丹波市氷上町石生1672番地２　ふき荘14号
債務者　大山一男こと　李　　一男
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第５２２号
広島市中区西十日市町２番20―204号
債務者　中田康一郎
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
香川県高松市香西本町15番地３　高松パレスハイツ503
債務者　筒井　佐織（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６号
北海道夕張郡長沼町宮下３丁目５番８－２号
債務者　菊池　健二
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１１２号
北海道帯広市西５条南25丁目14番地　ドミール525―202号
債務者　熊谷　悦治
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割349番地７　アルファタウン７－202号、旧住所盛岡市北天昌寺町13番41号
債務者　小船　明宏
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９１号
千葉県山武市本須賀3058番地２
債務者　橋本　正人
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
新潟県上越市国府２丁目22番３号、前住所新潟県上越市大字東中島1943番地101
債務者　草間　一治
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
新潟地方裁判所高田支部